

第6回宇都宮市水道事業懇話会 議事録

日 時

平成16年1月29日(木)午後2時～午後4時

会 場

宇都宮市水道局3階会議室

出席者

- ・ 委 員：石井晴夫，板倉世典，臼井佳子，大和田初子，木村由美子，佐藤栄一
- ・ 市 側：水道局長，水道局次長，総務課長，営業課長，配水課長，給水課長，漏水対策課長，建設課長，事務局職員

傍聴者数

な し

会議経過

1 開 会

座 長：懇話に入る前に一言申し上げたい。平成16年1月16日に発生した松田新田浄水場における油分流入事故に関し，油入りの水を市民に供給したことにより，かなりの市民からの苦情が寄せられたが，水道局は迅速な対応に努めた。今回の事故を教訓に，水道局の今後の危機管理体制をきちんと整備していく必要があるが，当懇話会としても様々な意見，提言を述べていく必要があると思われるので，よろしく願いしたい。

2 懇 話

(1) 松田新田浄水場における油分流入事故について

事務局より，会議資料「松田新田浄水場における油分流入事故について」に基づき，平成16年1月16日に発生した事故の状況を説明する。

A 委 員：農家の方が，灯油を誤って農業用水路へ流出したとのことだが，どのような状況の下で，またどの位の量を流出したのか，伺いたい。

事 務 局：400リットルの灯油タンクから家庭用のポリタンクへ灯油を移す作業をしている時に，一時的にその場を離れてしまい，その間に起きた。量は100リットル位と聞いている。

座 長：灯油を誤って農業用水路に流すというのは非常に単純な事故である。今後の事故対策としては，油分計の複数設置や監視マニュアルの見直しなどがあるが，それは水道水の供給者である水道局の対応であり，今回の農家のように，需要者側にも注意を喚起する必要があると思われる。これについて，懇話会委員の皆様から何か提案はないだろうか。

- B 委員：一般の市民への注意喚気は難しいと思う。やはり供給者である水道局が、日頃からこのような事態をある程度想定して対応するべきだと思う。今回の事故に関しては、水道局は事実を隠さずに真摯に対応した点を評価したい。しかし、広報は十分ではなかった。これがきちんとできていれば、苦情もなく、市民の不安も少なくて済んだはずである。そこが残念である。
- 事務局：対応が後手後手になったところがあった。事故を振り返ってみると、対応力を過信していたところがあったのではないかと反省している。ご指摘の広報はすぐにできるように体制を整備したい。
- B 委員：油が混入したことは、過去にもあったのか。
- 事務局：過去にもあったが、ほとんどの場合、原因者は事業者であった。今回のように、個人が原因者というのは初めてである。過去に事故があったため油分計を設置したという経過があるが、これまでは油分計により水際で対応できていた。
- C 委員：今回の事故で、この農家から灯油を流したという連絡はあったのか。
- 事務局：本人からは連絡はなかった。油分計が反応し、原因を調べた結果、原因者が判明したところである。本人には、水道水への影響などの認識は全く無かったようである。
- このため、この農家だけでなく、この農家の周辺一体の各戸を訪問し、下流の水利用者への影響について説明し、認識を持ってもらうようお願いした。
- また、上流の農家だけでなく、一般の市民にも、河川を汚さず、水を大切にしよう、啓発していく必要を痛感したので、今後この啓発に努めていきたい。
- C 委員：今回の事故を機会に、一般の市民がそのような認識を持てるようになれば、この事故も意味のあるものになる。
- D 委員：今回の事故の対応にかかった費用は、水道局が負担するのか。
- 事務局：相手の農家へ負担を求めていくことを含め種々検討している。
- 座長：必要な費用は原因者に負担を求めるべきである。
- A 委員：寒い中、職員が深夜などに事故の対応作業をされ、大変だったと思う。今回の事故の対応にかかった費用は、どの位になるのか。
- 事務局：現在、色々な費用を集計しているが、臭いがするために排水した水道水が、仮に全量有料で給水できたとすれば、それだけでも数百万円の損失になる見込みである。
- A 委員：かかった費用も広報し、啓発に利用すべきである。
- 座長：ほかにこの事故についての質問や意見はないだろうか。では、ないようなので、次に「水質基準改定への対応について」に移りたい。

(2) 水質基準改定への対応について

事務局より、会議資料「水質基準改定への対応について」に基づき説明する。

座長：水質基準項目は46項目から50項目へ増加したが、単に4項目追加されたのではなく、従来あった項目で廃止となったものもあり、新規追加は13項目とのことである。

水質検査計画の策定は、今回初めて義務化されたものである。

質問や意見をお願いしたい。

D 委員：水質基準項目と水質管理目標設定項目で、重複している項目があるのはなぜか。

事務局：重複しているが、基準値と目標値の数値が異なる。水質基準項目の基準値は水道水としての最低限の数値であるが、水質管理目標設定項目の目標値は、より望ましい数値であるので、後者の方が厳しいものとなっている。

C 委員：水質基準項目で最近目に見えて増えているものはあるか。また、採水箇所によって数値に格差は出るのか。

事務局：特に目に見えて変化しているものはない。採水箇所による格差については、表流水と地下水で多少違いは出るが、大きく変わるものはない。

座長：水質基準項目とは別に、厚生労働省はおいしい水の基準値を出しているが、そこには、宇都宮の水道水にある「甘み」の項目が抜けている。地下水や湧き水なども「甘み」があるのでおいしいのであるが。

それなので、その点を踏まえて、宇都宮市で独自においしさを数値化し、科学的においしさをPRしていったらほしいと思う。

それによって、小中学生など水道水を敬遠している人達も飲むようになるはずで、宇都宮のおいしい水のブランド戦略を展開できればよいと思う。

B 委員：7月のこの会議の時にもおいしい水のPRの話題になった。

工業団地での工業用水の利用などにより、水道水はおいしくないという考えが定着してしまっているのかもしれない。

座長：ほかにこの件についての質問や意見はないだろうか。

では、ないようなので、次に「平成15年度上水道基本計画実施計画について」に移りたい。

(3) 平成15年度上水道基本計画実施計画について

事務局より、会議資料「平成15年度上水道基本計画実施計画について」に基づき説明する。

座長：別紙3の財政計画について伺いたい。収益的収支の純利益と資本的収支

の補てん財源にある利益剰余金処分額の関係を説明してほしい。また、資本に占める他人資本の割合はどのくらいになるか。

事務局：決算で発生した収益的収支の純利益は、翌年度に減債積立金に積み立てし、翌々年度に資本的収支の補てん財源として取り崩すこととしている。例えば、表を見ていただくと、平成 16 年度の収益的収支の「予算決算上の純利益純損失」は、786,391 千円であるが、この額は平成 17 年度は減債積立金に積み立ててあり、平成 18 年度に資本的収支の補てん財源の「利益剰余金処分額」に同額計上している。

資本に占める他人資本の割合については、次回の会議で報告することとしたい。

D 委員：別紙 2 の事業計画の中で、「水道業務オンラインシステムの再構築」の事業の概要に、利用者サービスを向上させる、とあるが、具体的にはどのような内容か。

事務局：事業自体は、老朽化している水道料金システムを新しいものに再構築することであるが、これにより、水道料金の毎月納付にも対応できるようになる。また、現在は、ホストコンピュータは市役所本庁のものを有料で借りて運用しているが、今後はクライアントサーバー方式になり、水道局内でシステム関係の作業が完結でき、経費も削減できるので、その点でも利用者サービスにつながると考えている。

C 委員：現在、宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町の 1 市 3 町による市町合併の協議が進められているが、合併によって上三川町と上河内町が加わることにによりどのような影響があるか。

事務局：各町と協議を進めているが、水道の整備に差があるのが現状である。水道管は市町間でつながっていないが、それぞれに水源を持ち、水量的にも十分であるので、当面は、施設管理は現状のままにし、経営のみを一本化することになる。ただ、経営を一本化すると、これまでの計画を新しいものに作り変えていかなければならず、合併までに色々なことを検討、調整しているところである。端的な例を言うと、水道料金は市町間で格差があるが、これを統一するためには合併前よりも負担が増加する住民が出る可能性があり、行政の協議ではなく、第三者による水道料金審議会で審議し、3 年から 5 年で調整してはどうか、ということも検討の中で考えているところである。

C 委員：上三川町と上河内町が加わることににより、財政見通しは厳しくなるのか。

事務局：宇都宮市は水道事業に 88 年の歴史があり、施設の老朽化対策費がかかってくるが、歴史の浅い両町は、老朽化対策はそれほどではないものの、未給水地域への整備費がかかってくる。そのような各市町の状況を踏まえて計画を作り、財政を試算してみる必要がある。

これは、水道事業のみならず、下水道や福祉、教育などあらゆる行政サ

ービスに共通することであり、現在検討を進めているところである。

座長： 次回の会議には、上三川町と上河内町との経営状況を比較したり、合併後の経営がどうなるかを見るため、水道事業の経営データを比較した一覧表を事務局で用意してほしい。

E 委員： 水道料金の納付が毎月になるとのことだが、下水道使用料も一緒に支払うことを考えると、その方が良いと思う。毎月納付を選択する世帯はかなり多いはずである。

事務局： 電気やガスが毎月納付である状況などを踏まえ、利用者ニーズを考えて、実施することとした。ただ、毎月納付となれば、通知書の印刷費や通信運搬費などの経費は単純に2倍に増加するので、少しでも収納率の向上に寄与できるよう、収納率の高い口座振替の利用者に限定することとした。

B 委員： 普及率とは、どのように算出する数値か。

事務局： 行政区域内の人口に対する水道利用者の割合である。

B 委員： 全ての世帯に水道を供給した場合、収入はどの位になるか。

事務局： 計算したことはないが、収入の増加額よりも、全世帯が加入できるようにするための水道整備費の方が大きくなる。しかしながら、採算が難しくても、行政として、市民の皆さんが利用できるよう整備していかなければならない。

B 委員： 財政計画を見ると、何ととっても企業債の負担が大きい。借り換えなどの措置ができれば良いのだが。

座長： その点に関して、国では、現在、水道水、工業用水、下水の未売水が増加していて地方公営企業の経営が厳しい状況にあることを踏まえて、総務省が中心となり、それぞれの所管省庁である厚生労働省、経済産業省、国土交通省と連絡協議会を発足し、企業債の借り換えの緩和などを検討し始めている。

B 委員： 借り換えの緩和が進むことを望む。国は、三位一体の改革などで地方財政に厳しさを求めるだけでなく、そのような対策も講じるべきであると思う。市町合併にあたっては、他町の企業債の状況も経営上重要になるので、次回の会議に出す他町のデータには、企業債関係のデータも併せて用意してほしい。

座長： ほかにこの件についての質問や意見はないだろうか。

では、ないようなので、次に「湯西川ダム基本計画変更への対応について」に移りたい。

(4) 湯西川ダム基本計画変更への対応について

事務局より、会議資料「湯西川ダム基本計画変更への対応について」に基づき説明する。

座 長：国土交通省は、このところ、湯西川ダムに限らず、全国的にダム建設費を大幅に増加させている。宇都宮市は湯西川ダム建設費が増加する中で、取水量を減らし、負担金の増加額を抑制したということのようである。栃木県の負担金はどのように変更となるか。

事 務 局：栃木県の負担金は、治水と特定かんがい事業に充当し、従来 36 億円であったものが、変更後は 106 億円になる。

C 委 員：宝井水源を休止とするとのことだが、これについて詳しく説明してほしい。

事 務 局：宝井水源の休止については、埼玉県越生町で発生した病原性原虫類による水質事故を機に、厚生労働省が、上流に畜産農家や下水道処理施設がある場合で大腸菌などの指標菌が出た場合には、取水を中止しなければならないという暫定指針を定めたことを踏まえ、将来の水質の安全性を考えたこと、各水源の浄水コストを試算したところ、宝井水源は新たな浄水設備の整備が必要になりコスト高となることから、休止して湯西川ダムから取水した方が安く済むこと、地下水能力調査の結果取水能力が低下していること、宝井水源は地下 3.5m という非常に浅い場所で穴開き管に集水する方法で取水しているため水源地周辺の環境変化の影響を受けやすいこと、以上のことなどから、結論に至ったところである。

座 長：ほかにこの件についての質問や意見はないだろうか。
では、ないようなので、次に「上下水道の業務・組織の一元化について」に移りたい。

(5) 上下水道の業務・組織の一元化について

事務局より、会議資料「上下水道の業務・組織の一元化について」に基づき説明する。

座 長：他の中核市に先駆けて、上下水道の業務・組織を一元化し、さらに効率的な経営を進めるということのようである。

この件についての何か質問や意見はないだろうか。

では、ないようなので、予定した議題は終了としたい。

(6) その他

座 長：予定した議題は終了したが、何か意見などはないだろうか。

D 委 員：ISO9001 の取得について伺いたい。現在の進捗状況はどのようになっているか。

事 務 局：ISO9001 の認証取得にあたっては、2 回にわたる審査を受ける必要があ

り、1回目は昨年11月にマニュアルなどの文書審査を受けたが、これは無事通った。そして、2回目は現地での審査で1月20,21日の両日実施される予定だったが、16日からの油分流入事故があり、事故の対応を最優先とし、この事故を契機により一層管理体制を整備して審査に臨むべきであると考え、審査を延期した。2回目の審査に通れば認証取得できるので、できるだけ早期に審査を受け、取得したいと考えている。

座 長：何か質問や意見はないだろうか。

では、本日の懇話は、これで終了としたい。

座 長：それでは、事務局より、次回(第7回)の日程などについて連絡してほしい。

事 務 局：次回(第7回)の開催は、3月を予定している。懇話の議題については、本日提案のあった市町合併の状況などを挙げることにしたい。詳しい日時等については、追って連絡することとしたい。

3 閉 会